

総合政策局の概要

平成22年4月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

総合政策局の主な役割・組織	P1
社会资本整備重点計画について	P3
国土交通省の「重点政策2009」について	P4
平成22年度税制改正について	P5
バリアフリー施策について	P6
環境問題への対応(地球温暖化対策等)	P8
地域公共交通の活性化について	P10
海洋政策について(海洋汚染の防止等)	P11
情報化の推進	P13
総合政策局の主要所管法律	P14

総合政策局の主な役割

総合的かつ基本的な政策の企画・立案

- ・国土交通省重点政策
- ・社会資本整備重点計画
- ・国土交通省税制改正要望とりまとめ

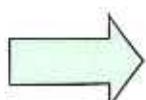
横断的な政策の企画・立案

- ・バリアフリー
- ・環境政策
- ・地域公共交通
- ・海洋政策

情報化の推進等

- ・IT戦略本部

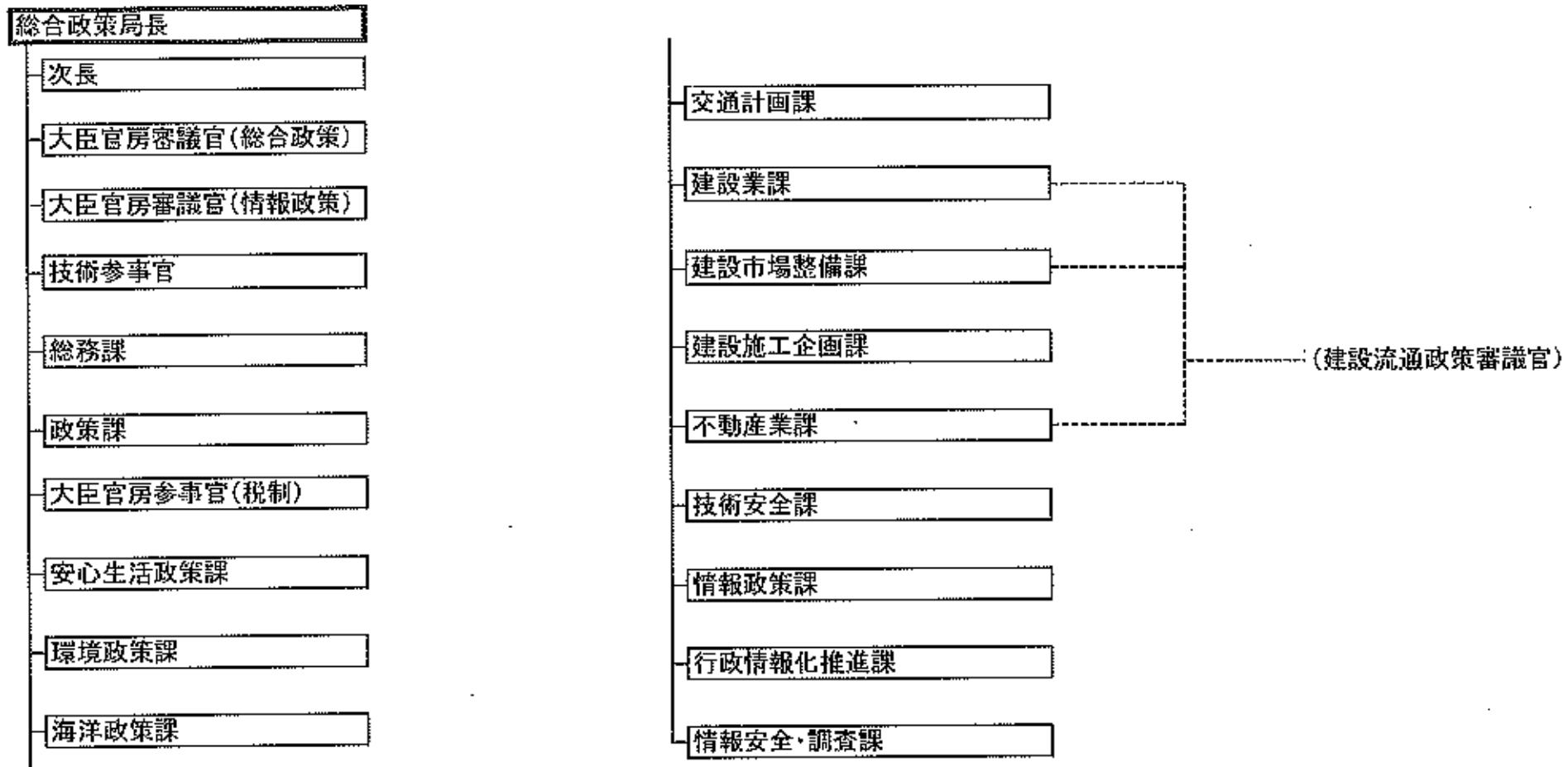
建設業・不動産業



建設流通政策審議官

総合政策局の組織

組織図



社会资本整備重点計画(第2次・平成21年3月31日閣議決定)の概要

社会资本整備重点計画とは

- ・H15に、9本※の事業分野別計画を一本化。第1次(H15~19年度)、第2次(H20~24年度)の5箇年計画
- ・今後5年で実現する社会资本整備の目標を、**成果目標**(アウトカム目標)の明示により、国民に分かり易く提示
(「事業費」は記載しない)
- ・複数の事業にまたがる重点目標を設定し、**事業間連携を強化**
- ・**社会资本整備の進め方の改革方針**(事業評価、コスト改革、透明性、技術開発)を**提示**
- ・長期的な国土づくりの指針である**国土形成計画**(平成20年7月4日閣議決定)と車の両輪

※9本：道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸

内 容

第1章 社会資本整備事業を巡る現状と課題

(1)活力ある地域・経済社会の形成、(2)安全・安心の確保、(3)生活者の視点に立った暮らしと環境の形成、(4)ストック型社会への転換に向けた社会资本整備

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及び事業の概要

並びに将来実現することを目指す経済社会と国民生活の姿

《重点目標分野》

《重点目標》

《指標》

活力

- ①交通ネットワークの充実による国際競争力強化
- ②地域内外の交流強化による地域の自立・活性化
- ③にぎわいの創出や都市交通の快適性向上による地域の自立・活性化

- ・国際・国内航空ネットワーク強化
- ・スーパー中枢港湾の機能強化
- ・地域の自主性を活かしたまちづくりに関する指標等

安全・安心

- ④大規模な地震等の災害に強い国土づくり
- ⑤水害等の災害に強い国土づくり
- ⑥交通安全対策の強化

- ・災害時の安全な避難の確保
- ・ハード対策と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成
- ・交通安全の確保に関する指標等

暮らし・環境

- ⑦少子・高齢社会に対応したバリアフリー化・子育て環境の整備によるユニバーサル社会の形成
- ⑧良好な景観・自然環境の形成等による生活空間の改善
- ⑨地球温暖化の防止 ⑩循環型社会の形成

- ・旅客施設のバリアフリー化
- ・良好な景観等、生活空間の改善
- ・汚水処理
- ・京都議定書目標達成計画に関する指標等

ストック型社会への対応 ※新設

- ⑪戦略的な維持管理や更新の推進
- ⑫ソフト対策の推進

- ・道路橋等の社会资本の長寿命化・老朽化対策
- ・基盤地図情報の整備状況に関する指標等

第3章 社会資本整備事業

の進め方の改革

- (1)戦略的な維持・更新の推進、情報技術の活用
- (2)事業評価の厳格な実施、コスト改革
- (3)公共調達の改革
- (4)多様な主体の参画と透明性の確保
- (5)技術開発の推進
- (6)民間能力・資金の活用
- (7)国と地方の適切な役割分担

第4章 地方における社会资本整備

「地方ブロックの社会资本の重点整備方針」の策定(H21.8.4決定)
※指標・個別事業も記載

第5章 事業分野別の取組

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸の各事業分野別の取組

○社会资本整備により実現することを目指す《概ね10年後の経済社会と国民生活の姿》

国土交通省の「重点政策2009」 (概要版)

歴史的な転換期
・本格的な人口減少・高齢化社会の到来・地球環境問題の深刻化
・100年に一度の経済危機への対応・急速な経済のグローバル化・環境や美しさの重視

平成21年8月
国土交通省

I. 活力ある経済社会と地域の形成

1. 我が国の成長力の強化

- 交通ネットワークの充実と物流体系の更なる効率化・サービス水準の向上
- 首都圏空港(成田・羽田)における国際航空機能の拡充
 - 関西空港・中部空港のフル活用の推進
 - 航空自由化の推進
 - 幹線鉄道ネットワークや幹線道路ネットワークの効率的な整備
 - スーパー・中核港湾プロジェクトの充実・深化
 - 産業活性化のための港湾機能の強化
 - 政府間対話によるアジアの物流環境の改善

2. 國際都市としてふさわしい基盤の充実・強化

- 環状道路の整備の推進、都市鉄道ネットワークの高質化
- 国際ビジネス拠点エリアの整備

3. 世界に誇る高度な産業技術の国際展開の支援

- 高速鉄道システム、水処理技術、洪水予測技術などの積極的な国際展開の支援
- ICTを利用したイノベーションの推進(地理空間情報基盤の整備、ITSの推進等)

2. 地域の自立・活性化

都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応

- 「広域地方計画」や「地方ブロックの社会資本の重点整備方針」の具体化の推進

都市・地域の個性あふれるまちづくりの推進

- 集約型都市構造(エコ・コンパクトシティ)の実現
- 公共交通の活性化

過疎・集落・条件不利地域の振興

- 定住自立圏の形成支援
- 住宅やインフラの整備、生活サービス拠点の形成、離島航路をはじめとする公共交通の活性化等地域の足の確保、「新たな公」等への総合的支援

II. 地球環境問題への積極的対応と

豊かな暮らしの実現

1. 地球環境に優しい社会の構築

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の形成

- 自動車の燃費改善や環境対応車の開発・普及促進・利用環境整備
- 鉄道・海運・航空など各交通分野の省エネ化の促進
- 輸送モードにおける温室効果ガス削減の総合的な推進のための技術戦略ロードマップの構築
- 住宅・建築物の省CO₂対策・長寿命化の推進
- 低炭素型都市構造への転換(公共交通や自転車の利用促進等)
- 交通渋滞の解消・交通事故の円滑化(開かずの踏切等の対策、ITSの推進)
- 鉄道や内航・フェリーへのモードシフト等による物流効率化の推進
- 気候変動等に関する観測・監視体制の強化
- アジア諸国等の交通環境対策支援
- 下水道など未利用資源・エネルギーの有効利用の促進
- 建設リサイクル、シッピリサイクルの推進など、循環型社会の構築
- 河川・湖沼・干涸・緑地等の生物多様性をはぐくむ水・緑の保全・再生・創出
- 「北海道環境イニシアティブ」の推進

2. 豊かな暮らしの実現

美しい自然や良好な景観、地域の歴史・伝統の保全・回復・形成

- 景観・歴史まちづくりやお祭等の水辺環境整備、無電柱化等の推進

豊かな生活環境の実現、良好な住環境の創出

- バリアフリー環境の一層の整備

- 既存住宅の流通円滑化やリフォーム市場の整備

III. 安全・安心の確立

1. 防災・減災

地球温暖化等に伴う灾害リスクへの対応

- グリーン暴雨・高潮等による水害・土砂災害への緊急的対応の強化
(「100年安心プラン(仮称)」の策定・推進等)
- 観測・監視・予測・情報提供などの予防的対策の強化

大規模自然災害の発生に対する対応

- 緊急災害対策指揮隊(TEC-FORCE)の活動体制等の危機管理体制の強化、基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の強化、情報提供体制の強化等
- 公共インフラや住宅・建物の耐震化等の大規模地震対策の推進

2. 運輸の安全確保

- 運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進
- 運輸安全管理システム及び保安監査の充実強化

3. 日常生活等の安全・安心

交通事故の防止

- 安心して歩ける歩行空間や安全で快適な自転車利用環境の創出

社会資本ストックの戦略的維持管理、国土調査の推進

- 社会資本ストックの長寿命化やライフサイクルコストを低減するための戦略的維持管理
- 土地の境界を明らかにする地籍調査の推進

住まいの安心の確保

- 民間住宅の賃貸や建築をめぐるトラブルの予防・対策の強化
- 高齢者・子育て世代・障害者等に対応した住宅セーフティネットの充実

4. 海洋立国実現

広大な海洋の管理

- 200海里海域の適正な管理のための海洋マネジメントビジョンの策定、遠隔離島における活動拠点の整備、海洋研究の推進及び海洋情報の管理・提供体制の強化など

安全かつ安定的な海上輸送の確保

- 海賊対策等国際海上輸送路の安全確保対策、国内における船舶の航行安全対策、船舶の安全性向上対策、日本籍船・日本人船員の確保・育成対策

海洋の安全の確保

- 海上保安体制の充実強化

IV. 観光立国実現

訪日外国人2000万人プログラム

- ビッグ・ジャパン・キャンペーンの推進、MICEの開催・誘致の推進
- 外国語案内表示、通訳案内士、ホテル・旅館等の受入体制の充実・強化

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進

- 地域の個性や歴史・文化を活かしたまちづくり、良好な景観の形成、無電柱化、水辺空間の整備、旅客船ターミナルの整備等のハード面の取組を、観光ルート設定、体験メニュー充実等のソフト面の取組と一緒にして総合的に推進することによる、観光圏をはじめとした観光地の魅力創出
- 観光魅力を活かした船旅の振興

国内外における移動の容易化・迅速化

- 首都圏空港等の機能強化、航空ネットワークの強化、空港アクセスの改善、幹線道路ネットワークの強化など交流を支える交通ネットワークの充実

観光旅行の促進のための環境の整備等

- 休憩の取得促進・分散化の促進、国内観光旅行の需要喚起・容易化、観光振興を担う人材の育成・活用

※政策展開のための5つの視点

- ・挑戦(政策フロンティアへの挑戦)
- ・改革(弛まざる改革、行政の無駄の排除、地方分権)
- ・連携(連携による価値最大化)
- ・発信(魅力の発信・イニシアティブ)
- ・信頼(信頼される行政、きめ細やかな対話、国民目線に立った迅速な対応)

平成22年度国土交通省関係税制改正要望（主要項目）の結果概要

I. 豊かな暮らしの実現

1. 聰れる金融資産を活用した住宅取得の促進

- ① 住宅取得等資金に係る贈与税・不動産譲税等の拡大
 - 民による金融資産を活用し、若年世代等の住宅取得を支援するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠を平成22年に1,500万円、平成23年に1,000万円に拡大

2. 住まいの質の向上

長期優良住宅普及促進税制（登録免許税・固定資産税・不動産取扱税）の延長

- 質の高い住宅の供給及び住宅の長寿命化を推進するため、認定長期優良住宅に係る特例措置を2年延長
- 新築住宅に係る固定資産税の減税措置の延長
- 住宅取得者との初期負担軽減を通過するため、新築住宅に係る固定資産税の減税措置を2年延長
- 多様な居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税を適用する場合の特例措置を2年延長
- 多様なライフルステージに応じた円滑な住宅着替えを支援し、居住水準の向上に、良質な住宅ストックの形成を図るために、譲渡資産に係る対価の額が2億円以下の場合は、譲渡所得の課税を適用する場合の特例措置を2年延長

3. バリアフリー化促進税制の延長

- 鉄道駅ニレーベーターナー、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機、LRV等の整備の際の費用負担を3年延長
- 法人税、固定資産税、不動産取扱税（固定資産税）の延長
- 住宅に係るバリアフリー改修促進税制（固定資産税）の延長
- 高齢者等が安心して暮らせるように、バリアフリー化の費用負担を軽減するための特例措置を3年延長

II. 我が国の活力・成長力の強化

1. 成長力・国際競争力の強化

スーパー中越港湾施設公会を通じた新規会社等（公私合営の戻税率化会社）に係る特例措置の延長及び創設

- スーパー中越港湾施設公会及び新規会社等の大規模コンテナ埠頭等に係る固定資産税の特例措置を創設
- 等の特例措置を3年延長するに係る特例措置の延長
- 西日本国際空港・成田国際空港株式会社等に係る特例措置を1年延長及び成田国際空港（株）の固定資産に係る特例措置を2年延長
- 西日本国際空港（株）に係る登記の特例措置を3年延長
- 国際船籍の登記に係る特例措置等に係る登録免許税の軽減措置を2年延長

2. 地域の自立・活性化

- 地方航空路線維持のための施設維持のため、国内線航空機に係る特例措置（固定資産税）に係る特例措置（固定資産税）に係る特例措置を拡大し、軽減期間・軽減率を充のうえ2年延長
- 地方航空機の外質便運送の外質便運送公社及び指定会社等の大規模コンテナ埠頭等に係る固定資産税の特例措置を3年延長するに係る特例措置を創設
- 都市機能維持・創造を通じた地域活性化のため不動産取得税の特例措置を未導入地域と用途を見直しのうえ2年延長
- 中小企業者のトラック、船舶、機械等の設備投資を促進するための特例措置を2年延長
- 中小企業振興交付金制度の延長
- 運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続
- 軽油引取税に係る登録免許税の特例措置の延長
- リード及びSPCに係る登録免許税の特例措置を3年延長
- 不動産証券化を推進し、地域経済の活性化、優良な都市ストックの形成・維持及び資産デフレの防止を図るため、Jリート・SPCに係る特例措置を3年延長

III. 低炭素社会の構築

省エネ・グリーン化の推進

- #### 自動車グリーン税制の延長及び整備充
- プラグインハイブリッド車を新たに対象とするなど所要の見直しのうえ、環境性能に応じた特例措置（自動車税、自動車取得税）を延長するほか、小型トラック等についてエコカー減税の対象とするなど、グリーン化を推進
 - 住宅に係る省エネ改修促進税制（固定資産税）の延長
 - 窓の二重サッシ化等の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の特例措置を3年延長
 - 鉄道貨物輸送の効率化のために取得等する設備等に係る固定資産税の特例措置を2年延長

IV. 国民の安全・安心の確保

1. 地震対策の推進

- #### 鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長
- 浸水被害防止のため設置する雨水貯留槽に係る特例措置を2年延長
 - 国が補助金を受けて緊急に実施する鉄道駅の耐震補強工事に係る負担軽減措置（固定資産税）を1年延長

2. 水害・土砂災害対策の推進

- 南水府留浸透施設に係る特例措置の延長
- 浸水被害防止のため設置する雨水貯留槽に係る特例措置を2年延長
- 高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対する不動産取得税の特例措置を2年延長

バリアフリー施策の現状と課題

バリアフリー化の意義

- 本格的な少子高齢化社会では、年齢や障害の有無にかかわらず、多くの人の自立・共生と社会参画により、すべての人が持てる力を発揮し支え合う活力ある社会を目指すことが重要 → これからの日本において、バリアフリーは国民生活に不可欠の共通社会基盤
- バリアフリー化は進展するも道半ばだが、昨今の厳しい経済状況の下で停滞が懸念

【現状】

公共交通機関や建築物等のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、原則平成22年までの目標を定めて施策を推進しているところ。



【主要課題】

バリアフリー化の進捗状況を踏まえつつ、平成23年以降のバリアフリー化施策について、整備目標の設定を含め、施策の方針について検討することが必要。

- ・整備目標の更新、目標対象施設の拡充
- ・整備困難施設における整備促進の工夫
- ・ソフト面の取り組みによるハード面の補完
- ・重点的に整備を図るべき地区における整備の推進方策
- ・新たな技術開発の進展を踏まえたスパイラルアップの推進
- ・バリアフリー化促進のための支援措置のあり方(予算・税等) など

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

- 主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置



○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

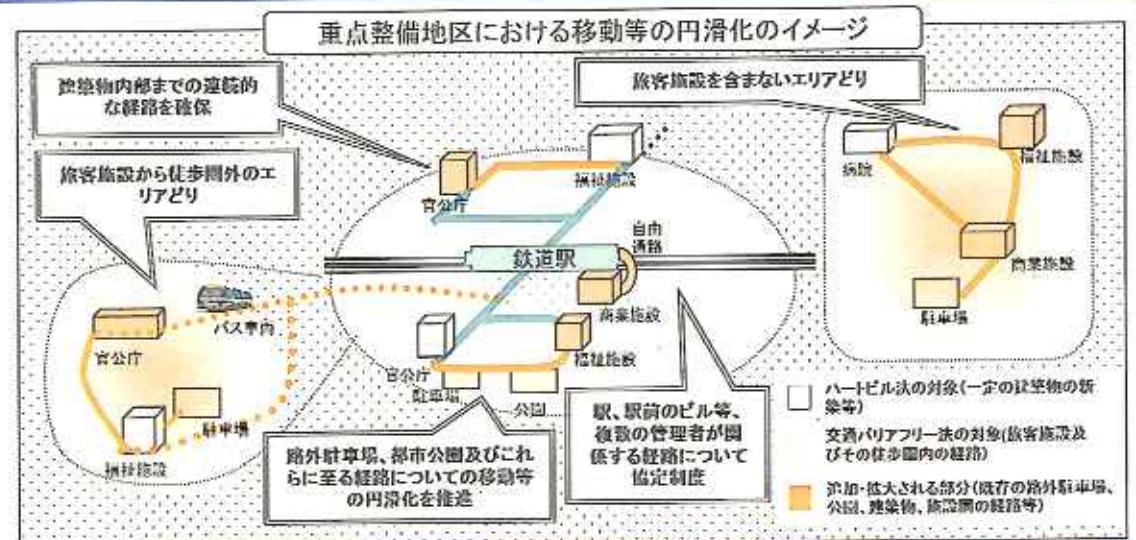
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

- 重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度 等

★住民等の計画段階からの 参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度の法定化

- 住民等からの基本構想の作成提案制度を創設 等



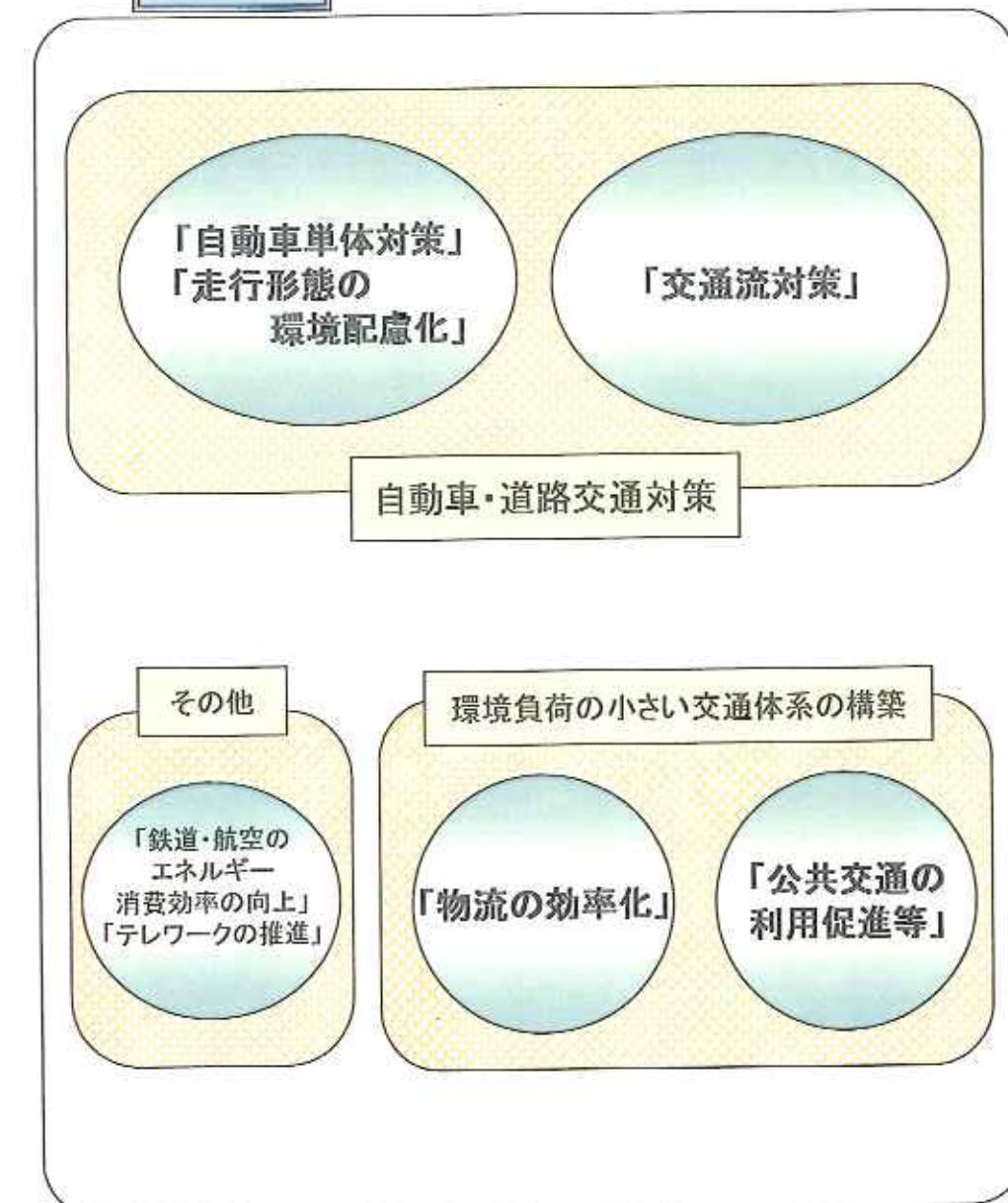
○スパイラルアップ・心のパリアフリー

- スパイラルアップ(当事者参加の下での施策等の段階的・継続的発展)を国等の責務に

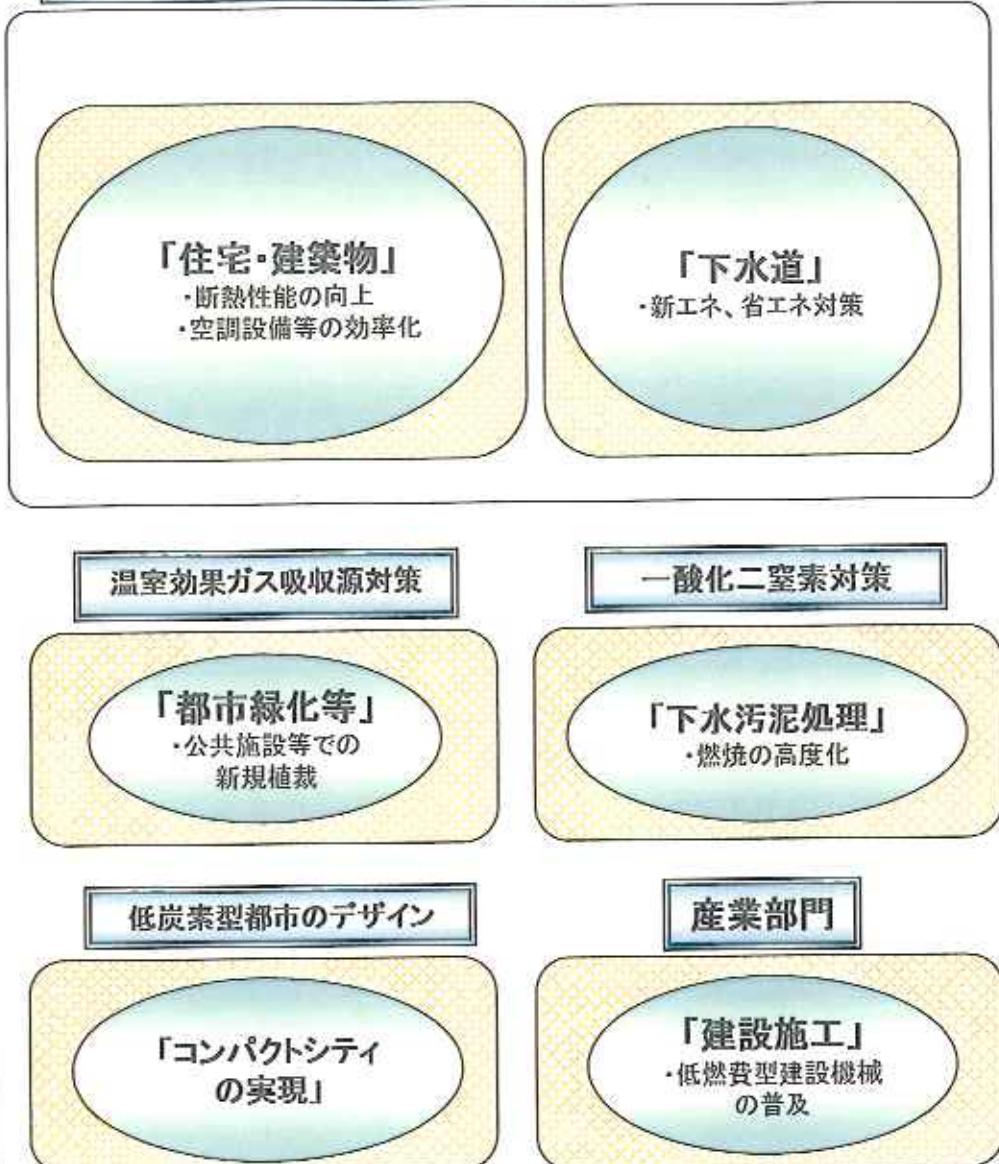
- 心のパリアフリー(パリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等)を国等や国民の責務に

国土交通省の地球温暖化対策

運輸部門



家庭部門・業務その他部門



生物多様性条約の概要

■経緯

1992 リオの地球サミット(国連環境開発会議)で採択

■条約の目的

- ① 生物の多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で平衡的な配分

■生物多様性国家戦略

条約及び生物多様性基本法に基づき「生物多様性国家戦略2010」を2010年3月に策定
(国交省関連施策が施策全体の約2割)

第10回締約国会議(COP10)の日本開催

■開催時期: 2010年10月

■開催地: 愛知県名古屋市

■主要論点

①ポスト2010年目標(日本提案)

- ・中長期目標(2050年): 人と自然の共生を世界中で実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする
- ・短期の目標(2020年): 生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る
- ・個別目標: 開発事業と生態系の保全を調和させるための手法の普及・確立 等

②ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に係る国際レジームの策定

国土交通省のCOP10対応

○我が国の優れた取組み・技術を発信し、国際貢献するとともに、自然共生の施策を推進

国土交通省の自然共生関連施策(例)

都市計画制度の活用



都市緑化の推進

良好な環境の保全・再生・創出



多自然川づくり

モニタリング技術



地球地図

地域公共交通活性化・再生総合事業

問題の背景

くるま依存社会の到来により、高齢者等の交通弱者の足が奪われ、人々の交流や地域の活力に影響が及んでいる。今後、急速な高齢化社会の進展により一層深刻に。また、地球温暖化防止のためにも、CO₂排出量の少ない公共交通の利用促進が不可欠。

地域公共交通活性化・再生法(平成19年10月1日施行)に基づく基本方針

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力のある都市・地域

環境問題等への対応

法定協議会

市町村、公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、住民等

地域公共交通総合連携計画(法定計画)

○従来の「事業者任せ」から転換し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討

<主な課題>

- ・地域のバス交通の活性化や地域鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保
- ・バスや路面電車の定時性・速達性の向上、乗り継ぎの改善等

○地域ごとに交通環境が異なるため、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進

○国は、これを総合的に支援

(例)複数市町村間におけるバスの共同運行



病院・学校等、住民の生活に必要な拠点へ移動するためのバスを複数市町村が連携し共同運行。

(例)デマンド交通サービスの導入
通常の路線バスのような定時定路線の運行が成立しない地域において、利用者がある場合のみ、乗客の要望に応じて、経路や運行時間を変えて運行するシステムを導入。



地域公共交通活性化・再生総合事業による支援

<補助率等>

①「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費【調査事業】
上限 2,000万円

策定支援 取組支援

②総合事業計画に定める事業に要する経費(3カ年を限度)【計画事業】
原則 1/2
補助対象経費: 実証運行経費(運賃収入等を控除)、車両等購入費、待合施設の整備費等

<制度の特徴>

【効果的な事業立ち上げ支援】

- ・公共交通サービスについて、3カ年を限度とする補助で事業の立ち上げを支援

【協議会方式による柔軟な運営】

- ・協議会に対してパッケージで一括支援することにより、地域の実情に応じた事業を実現

【事後評価の徹底】

- ・PDCA方式により、効率的・効果的な事業実施を確保
- ・各年度の評価を踏まえた柔軟な事業の見直し・実施

地域公共交通活性化・再生総合事業の予算及び件数の推移

平成20年度(制度創設)

- ・調査事業 168件
- ・計画事業 81件 (計 249件)

予算額 30億円

平成21年度

- ・調査事業 114件
 - ・計画事業 256件 (計 370件)
※H22年1月21日現在
- 予算額 44億円 +
1次補正予算額 25億円(うち3億円執行停止)

平成22年度

- ・新規事業の実施
 - ・計画事業へ移行
 - ・22年度も継続実施
- 予算額 40億円

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案 (期限切れ法律案)

マルポール条約(日本が批准している海洋環境関連条約)一部改正の国内取り入れ

背景

<マルポール条約附属書I>(油による汚染の防止のための規則)

- ・南極海域の特殊性(低水温)を踏まえた規制強化 → MEPC60(H22. 3)で改正案が採択
→平成23年8月適用
- ・油流出事故による被害の大きさを踏まえ、貨物油の船
舶間積替えという油流出の危険性の高い行為について
規制を導入 → MEPC59(H21. 7)で改正案が採択
→平成23年1月適用

<マルポール条約附属書VI>(船舶による大気汚染の防止のための規則)

- 規制の実効性をより高めるため、窒素酸化物放出規制対象
原動機の追加、排出ガスの放出に関する手引書 → MEPC58(H20. 10)で改正案が
採択
→平成22年7月適用

MEPC(海洋環境保護委員会):国際海事機関(IMO)の中の海
洋環境に特化した専門委員会。ロンドンにおいて2年に3回開催

概要

<附属書I 関連>

①南極海域における重質油の積載の規制



南極海域(南緯60度以南の海域)における
重質油の積載禁止の新設

②貨物油の船舶間積替えの規制



- 船舶間貨物油積替作業手引書の備置義務
- 当該手引書の遵守義務
- 海上保安庁長官による措置命令の新設等

<附属書VI 関連>

- ③窒素酸化物(NOx) ④燃料油の使用等
の放出規制 ⑤硫黄酸化物(SOx) ⑥揮発性有機化合物
の放出規制 ⑦オゾン層破壊物質の放出規制



窒素酸化物放出
規制の対象原動
機の追加等



基準適合燃料油の
使用に関する規制
の適用除外の新設



オゾン層破壊物質を
含む設備の一覧表の
備置義務等の新設



揮発性物質放出防止
措置手引書の備置義
務の新設



主な施行期日

I: 平成22年7月1日(③～⑦関係)

(⑥については政令で定める日(5月前半を想定:事前の検査及び周知等に2ヶ月必要なため))
II: 平成23年1月1日(②関係)(海上保安庁長官による措置命令については平成24年4月1日)

III: 公布から1年6月以内の政令で定める日(平成23年7月を想定)(①関係)

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案 <予算闇連法案>

章題

- 我が国は国土面積(約38万km²)の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積(約405万km²)を設定。
- 平成20年11月の大陸相延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に關する基本方針」の決定等が行われた。
- 排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。
- 遠隔地にある離島は排他的経済水域等の利用活動上重要な位置にあるが、港湾等の利用活動のための拠点施設が整備されていない。

目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要なこといかんが並み、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に關する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に關する活動に必要となる港湾の施設に關し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もつて我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

概要

<基本計画>

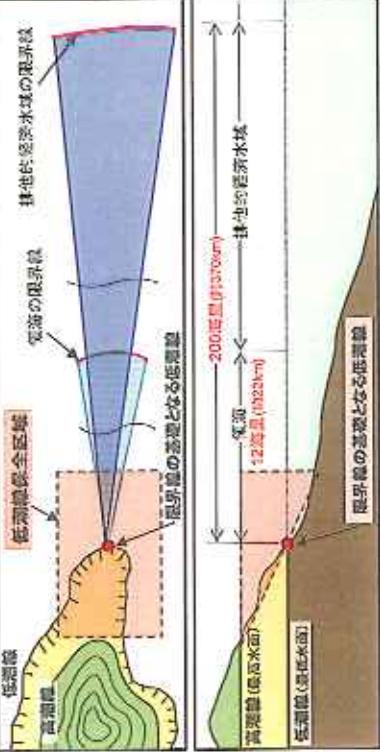
- 低潮線の保全及び拠点施設の整備の推進のための基本計画の策定
- 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に關する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

<低潮線保全区域>

- 低潮線保全区域の指定
- 低潮線保全区域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

行為規制

- 低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



※長崎県男女群島(約1,700㌶)の排他的経済水域面積が減少(東京ドーム約2km後退すると約78km²)

<特定離島における拠点施設の整備>

- 特定離島の指定
- 地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

- 特定離島港湾施設の建設等
- 基本計画に定める國の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南島島)

○ 情報化の推進

- 統計調査、電子申請システム・省内IT基盤整備運営による国土交通省の行政の向上への貢献
- IT活用による所管事業の生産性・サービス向上を推進

(1) 行政のサービス・生産性の向上に役立つ電子申請システム・省内IT基盤の整備・運営及び情報セキュリティ対策

① 行政手続の電子化

電子申請になじみやすい手続きに重点化して利用促進を図るとともにシステムを効率化

② 省内IT基盤の効率的整備・運営

- (i) ネットワーク、電子メールサーバー、パソコン(約1万台)等を効率的に整備・運営
- (ii) 年間運用経費1億円以上の業務系システム等(11システム)を対象とした最適化計画策定支援

③ 情報セキュリティ対策

- (i) 全職員(6万人強)に対する周知と省内サーバーの集約(600台を半減)
- (ii) 経済活動および国民生活に不可欠な分野(「重要インフラ」)の情報セキュリティの充実・強化
(所管分野では鉄道、航空、物流)

(2) 所管事業での情報化の推進

- ① 省全体のIT政策のとりまとめ(IT戦略本部等)
- ② IT活用による地方の中小交通事業者の生産性・サービス向上の推進

安価でかつ複数の公共交通機関で共通利用が可能なIC乗車券システム(※)の開発支援(平成21年度)等
(※)改札機で行っている運賃計算等のデータ処理をオンラインによりセンターサーバで処理するシンクライアント型IC乗車券システム

(3) 統計調査関係業務

- ① 新統計法(21年4月施行)に基づく諸手続の調整
- ② 建設・交通関係統計(省全体で約100統計のうち33統計)の作成・分析

- (i) ストック重視の統計の創設・整備
 - ・建築物リフォーム・リニューアル調査(21年度)
 - ・建築物ストック統計(22年度)
- (ii) 「自動車輸送統計」の見直し
車検データ等行政記録を有効活用することにより、統計品質の向上や業務の効率化等を図る。

総合政策局の主要所管法律（建設流通政策審議官担当分を除く）

- 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）【総務課土地収用管理室】
- 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 36 年法律第 150 号）【総務課土地収用管理室】
- 社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）【政策課】
- 高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）【安心生活政策課】
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）【海洋政策課】
- 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成 19 年法律第 34 号）【海洋政策課】
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）【交通計画課】
- 陸上交通事業調整法（昭和 13 年法律第 71 号）【交通計画課】